

新型コロナウイルス感染拡大に関連する各種証明書の事務手数料の無料化について

このことについて、下記のとおり各種証明書の事務手数料の無料化を実施いたしますので、お知らせします。

記

1 対象者

市民又は市内事業者で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、貸付や融資等の生活支援及び経済対策を利用される方。

2 対象となる制度

制度名	窓口
小口事業資金融資あっせん	武蔵村山市
小規模事業者振興資金利子補給	
セーフティネット保証及び危機関連保証	
東京都母子及び父子福祉資金	
東京都女性福祉資金	
小規模事業者経営改善資金融資	武蔵村山市商工会
中小企業者のための事業資金融資	東京信用保証協会／各金融機関
福祉資金緊急小口資金（特例貸付）	武蔵村山市社会福祉協議会
総合支援資金生活支援費（特例貸付）	
新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	東京都産業労働局
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫
※上記以外でも新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策のために国、自治体等が実施する制度については原則無料とする。	

3 無料とする証明書類

住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、納税証明書

4 事務手数料の免除

窓口／300円、郵送／400円（印鑑登録証明書は郵送不可）

※コンビニ交付、他市町村での取得は対象外となります。

5 実施期間

令和2年5月1日から当面の間